

「安藤証券総合取引約款」の一部改正について

令和元年6月1日
(下線部変更)

新	旧
<p>17. (諸料金等) <u>(1) 当社は、お客様が口座を開設して1年経過後の当社が別途定める基準日ごとに、当該口座を管理するための所定の料金（以下「口座管理料」といいます。）をいただきます。この場合のお取扱いは次のとおりといたします。</u></p> <p><u>①当該口座に一定額以上の預かりがある等、当社が別途指定する免除条件に該当するお客様からは口座管理料はいただきません。</u></p> <p><u>②口座管理料は、お客様の口座に売却代金等の預り金があるときは、そこから充当させていただきます。</u></p> <p><u>③口座管理料は1年分を一括でお支払いいただきます。期間の途中でお支払いいただく場合であっても日割りによる調整はいたしません。また、期間の途中で口座を解約した場合も含めいかなる事由によっても返還いたしません。</u></p> <p><u>④口座管理料をお支払いいただけないお客様であって、当該口座に当社所定の有価証券等のお預けがない場合、当社は、お客様が当社とお取引を継続する意思はないものとみなし、直ちに当社の定める方法でお預り金等を返還のうえ、口座を解約させていただく場合がございます。</u></p> <p>(2) ~ (7) (現行どおり)</p> <p>附則 この約款は、令和元年6月1日より改定させていただきます。</p>	<p>17. (諸料金等) <u>(1) この約款に定める諸手続きの費用として、当社が定める口座管理料その他の料金をいただくことがあります。</u></p> <p>(2) ~ (7) (省略)</p>